

平成28年度

精神保健福祉センター一所報

(第40集)



熊本県精神保健福祉センター



目 次

I センター施設等概要

1	業務	1
2	沿革	1
3	歴代所長	1
4	施設の概要	2
5	職員の構成	2
6	歳入歳出決算状況	2
7	センター条例〈抜粋〉	3

II センター業務概要

1	企画立案	4
2	技術指導及び技術援助	5
3	教育研修	7
4	普及啓発	11
5	精神保健福祉相談及び診療	14
6	組織育成	16
7	アルコール関連問題対策事業	19
8	思春期精神保健対策事業	21
9	DV対策支援事業	22
10	薬物関連問題対策事業	23
11	自殺対策推進事業	24
12	精神医療審査会	26
13	自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会	27
14	ひきこもり地域支援センター事業	28
15	熊本地震被災者支援事業	32

III 学会・研究会活動報告

1	熊本アルコール関連問題学会	37
2	熊本精神科リハビリテーション研究会	38

<資 料>

	精神保健福祉センター運営要領	39
--	----------------	----

I センター施設等概要

1 業務

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設です。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく「精神保健福祉センター運営要領」におけるセンターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまでの広範囲にわたるとされ、下記の業務を行っています。

なお、平成24年4月からは熊本市の政令指定都市移行に伴い、熊本市にも「こころの健康センター」が設置されました。これにより、熊本市在住の方はこころの健康センターで、熊本市以外に在住の方は精神保健福祉センターで対応することとなり、利便性の向上や、相談・支援体制の強化が図られています。

また、平成28年4月の熊本地震直後から、災害派遣精神医療チーム（DPAT）や同年10月に設置された「熊本こころのケアセンター」と連携・協働しながら、被災者の心のケアの支援等を行いました。

- | | |
|------------------|----------------------------|
| 1) 企画立案 | 11) 自殺対策推進事業 |
| 2) 技術指導及び技術援助 | 12) 精神医療審査会の審査に関する事務 |
| 3) 教育研修 | 13) 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳の判定 |
| 4) 普及啓発 | 14) ひきこもり地域支援センター事業 |
| 5) 精神保健福祉相談及び診療 | 15) 熊本地震被災者支援事業 |
| 6) 組織育成 | |
| 7) アルコール関連問題対策事業 | |
| 8) 思春期精神保健対策事業 | |
| 9) DV対策支援事業 | |
| 10) 薬物関連問題対策事業 | |

2 沿革

昭和38年10月17日	熊本県精神衛生相談所開設（県中央保健所内）
昭和46年9月30日	熊本県精神衛生センター設置条例制定（条例第60号）
昭和47年4月1日	熊本市水道町9番16号に新築、開設
昭和47年6月17日	保険医療機関として指定（熊公197）
昭和56年2月5日	3階増築工事竣工（教育研修部門）
平成元年4月1日	熊本県精神保健センターに名称変更
平成7年7月1日	熊本県精神保健福祉センターに名称変更
平成23年1月4日	熊本市月出3丁目1番120号（旧保育大学校）に移転
平成27年4月1日	熊本県ひきこもり地域支援センターを設置

3 歴代所長

初代	藤田 英介	昭和47年4月	～	昭和50年3月
二代	有働 信昭	昭和50年4月	～	昭和54年3月
三代	南 龍一	昭和54年4月	～	平成5年3月
四代	児玉 修	平成5年4月	～	平成9年3月
五代	中田 榮治	平成9年4月	～	平成12年3月
六代	舛井 幸輔	平成12年4月	～	平成15年3月
七代	中島 央	平成15年4月	～	平成24年3月
八代	児玉 修	平成24年4月	～	平成25年3月
九代	山口 喜久雄	平成25年4月	～	

4 施設の概要

- 位 置 熊本市東区月出3丁目1番120号
- 名 称 熊本県精神保健福祉センター
- 敷 地 4, 440. 37㎡
- 建 物 (鉄筋コンクリート)

本 館		倉 庫	
1階	838. 217㎡	1階	366. 617㎡
2階	597. 915㎡		
延	1436. 132㎡	延	366. 617㎡

電話 096-386-1255 (業務用) 096-386-1258 (手帳・自立用)
 096-386-1166 (相談用) 096-386-5310 (精神医療審査会用)
 FAX 096-386-1256
 住所 〒862-0920 熊本市東区月出3丁目1-120
 < ホームページ >
 URL <http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/36/>
 メールアドレス seishinhose@pref.kumamoto.lg.jp

5 職員の構成

平成29年3月末現在

区分	医師	事務	心理士	保健師	電話相談員	酒害相談員	ひきこもり支援 コーディネーター	計
職員(常勤)	2	6	2	2				12
非常勤職員	7	4	3		6	2	2	24
計	9	10	5	2	6	2	2	36

6 歳入歳出決算状況

(1) 歳 入 876, 712円
 使用料及び手数料 87, 180円
 諸収入 789, 532円

(2) 歳 出

(単位：円)

科目	決算額	内 訳			備考
		衛生費	民生費	総務費	
(項)		公衆衛生費他	社会福祉費	総務監理費	
(目)		公衆衛生総務費他	障害者福祉費他	人権管理費	
(計)	41,891,017	41,785,530	97,320		
報 酬	18,135,864	18,135,864			非常勤24名、委員13名分
共 済 費	2,134,227	2,126,060		8,167	非常勤7名、再任用1名分
報 償 費	10,461,322	10,461,322			研修会講師謝金、相談員等謝金、文書料
旅 費	2,249,732	2,175,345	74,387		普通旅費及び費用弁償
需 用 費	5,114,798	5,091,865	22,933		庁舎維持費、消耗品等
役 務 費	1,286,710	1,286,710			電話代、郵便料等
委 託 料	2,212,932	2,212,932			庁舎管理業務、自殺予防対策業務
使用料及び 賃借料	146,432	146,432			各種機器リース料・施設使用料
負担金、補助 及び交付金	149,000	149,000			熊本県精神科病院協会費等
公 課 費	-				公用車車検費用(重量税)

7 熊本県精神保健福祉センター条例（最終改正：平成20年3月31日）

昭和46年9月30日
熊本県条例第60号

○ 熊本県精神保健福祉センター条例

（設置）

第1条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導を行うため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条の規定に基づき、熊本県精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）を熊本市に置く。

（組織）

第2条 精神保健福祉センターに、所長及び必要な職員を置く。

（所長）

第3条 所長は、知事の命を受け、精神保健福祉センターの業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

（使用料）

第4条 診療を受ける者及び検査を依頼する者は、その都度使用料を納めなければならない。
2 前項の使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）第1号及び第2号の規定により算定した額とする。
3 既納の使用料は、返還しない。

（使用料の減免）

第5条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（雑則）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

<参考>

熊本県手数料条例（平成12年3月23日公布、熊本県条例第9号）第2条に定める手数料の額

641 熊本県精神保健福祉センターによる診断書の交付 手数料 1通につき 780円

642 熊本県精神保健福祉センターによる証明書の交付 手数料 1通につき 620円

*（平成26年4月1日～）

II センター業務概要

1 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、熊本県の健康福祉部及び関係諸機関に対し、専門的な立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等を行っています。

1 熊本県精神保健福祉審議会（所長は行政関係委員）

No.	期 日	審 議 等 内 容	参加委員
	平成28年度	（開催なし）	—

2 熊本県精神科救急医療体制連絡調整委員会

精神障がい者の地域医療の充実と社会復帰の促進を図るため、熊本県の精神科救急医療体制のあり方について平成8年度から検討が重ねられ、平成10年1月1日から「熊本県精神科救急医療体制整備事業」を、平成24年9月1日から「熊本県精神科救急情報センター事業」を、熊本県精神科病院協会（現：熊本県精神科協会）に委託して実施しています。

精神科救急医療体制の円滑かつ適正な運営を図るために、本委員会を平成9年度より設置。健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課主管。

No.	期 日	協 議 等 内 容	参加委員
	平成28年度	（開催なし）	—

2 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行っています。

○ 活動実績

(厚生労働省報告例による)

業務 事業名		技術指導・技術援助					
		個別ケース処遇			関係機関事業		
		来所 件数 回数	電話等 件数 回数	検討会 件数	アウトリーチ 件数	来所等 回数	出張分 回数
一般事業		1	5	4		3	
特定相談事業	思春期		5	2		3	1
	アルコール		7	4		8	13
薬物			8	1		4	12
ギャンブル			1				
社会復帰促進事業			5	1		1	1
心の健康づくり推進事業			12	1		7	4
老人精神保健			2	3			
ひきこもり						6	
自殺関連			5	1		7	
犯罪被害			1				
災害		1	7	4	14	61	75
合計		2	58	21	14	100	106
			95			206	

1 個別ケースの処遇についての技術指導・援助（来所、電話等、事例検討会、アウトリーチ）

関係機関の個別のケースについて、関係機関に対し、技術指導・援助した件数を各区分毎に計上。

	技術指導・援助（個別ケース分）（延件数）												
	老人 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康 づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	計
保健所	4	3	7	3		2					3	7	29
市町村			1	3		2	7		2		18	2	35
福祉事務所													
医療施設									1		2	1	4
介護老人保健施設													
障害者支援施設													
社会福祉施設	1	1		1	1								4
その他		2	3	2		3	6		3	1	3		23
計	5	6	11	9	1	7	13		6	1	26	10	95

2 関係機関の事業等への技術指導・援助（助言）（来所、電話等分）

関係機関の主催する会議や研修会等の事業等について、関係機関の職員がセンターに来所又は電話等での相談に対し、技術指導・援助・助言した件数を各区分毎に計上。

	技術指導・援助（関係機関事業分）（延件数）												計
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	
保健所			1				1		3		11		16
市町村			2				1	2	4		18	1	28
福祉事務所												1	1
医療施設											7		7
介護老人保健施設													
障害者支援施設													
社会福祉施設								1					1
教育関係機関		1	1	1		2	3	1			5		14
その他			4	3		1	2	2			20	1	33
計		1	8	4		3	7	6	7		61	3	100

3 関係機関の事業等への技術指導・援助（出張分）

関係機関の主催する会議や研修会等の事業等について、センター職員が関係機関に出張し、技術指導・援助・助言した件数を各区分毎に計上。

	技術指導・援助（関係機関事業分）（延件数）												計
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	
保健所		1									22		23
市町村						1					32		33
福祉事務所													
医療施設			13								3		16
介護老人保健施設													
障害者支援施設													
社会福祉施設							1						1
教育関係機関													
その他				12			3				18		33
計		1	13	12		1	4				75		106

3 教育研修

センターでは、地域や職域において精神保健福祉に携わっている人や職員等に対し、種々の研修を行っています。研修内容は、精神保健福祉に初めて携わる人から高度でかつ専門的な知識や技術の修得を目指す人まで幅広く、それぞれの目的に応じて参加できるように企画しています。

○ 活動実績

(厚生労働省報告例による)

業務 事業名	研修会（講習会） ※対象者毎集計			研修会（講習会） ※対象者毎集計	
	件数 (回)	延日数	延参加 者数	延件数	参加延人数
一般事業	10	10	192		
特定相談事業	思春期				
	アルコール	9	9	147	
薬物	1	1	59		
ギャング	1	1	47		
社会復帰促進事業					
心の健康づくり推進事業	1	1	59		
老人精神保健					
ひきこもり	1	1	106		
自殺関連	11	11	281		
犯罪被害					
災害	24	29	3,227		
合計	58	63	4,118	58	4,118

1 地域精神保健福祉対策研修

- (1) 地域精神保健福祉担当者研修会
震災のため開催中止

2 地域精神保健福祉専門技術研修 (本項目については、15 熊本地震被災者支援事業に掲載)

- (1) 災害時のこころのケア研修会：災害時に支援者が住民のこころのケアに適切に対応するため実施
- (2) 依存症家族支援専門研修会：依存症者とその家族の回復を図るために支援の方法を習得することで、依存症者及びその家族の回復を図る。

3 精神保健課題研修

- (1) 思春期精神保健対策専門研修（医療・保健・福祉・教育関係者対象）
震災のため開催中止

- (2) ストレスケア研修
* 詳細は、「15 熊本地震被災者支援事業」の項に掲載

- (3) ひきこもり対策研修
* 詳細は、「14 ひきこもり地域支援センター事業」の項に掲載

- (4) 集団節酒プログラム（HAPPYプログラム）

平成25年度より、肥前精神医療センターが作成した「HAPPYプログラム」について、県職員を対象として集団で実施しています。平成28年度は6名がエントリーされました（うち1名はメールで

個別指導)。

なお、プログラム開催日に参加できなかった方については、後日担当者が個別に補講を行いました。
また、地方版としてあさぎり町と共催で開催し、6名がエントリーされました。

期日・場所	内 容	講 師	参加人数
10月14日(金) 精神保健福祉センター	県職員対象集団節酒プログラム (HAPPYプログラム)①	精神保健福祉センター 保健師1名、臨床心理士1名	4
11月11日(金) 同上	県職員対象集団節酒プログラム (HAPPYプログラム)②	同上	5
1月13日(金) 同上	県職員対象集団節酒プログラム (HAPPYプログラム)③	同上	2
9月9日(水) メール	県職員対象個別節酒プログラム (HAPPYプログラム)①	精神保健福祉センター 臨床心理士1名	1
10月19日(水) メール	県職員対象個別節酒プログラム (HAPPYプログラム)②	同上	1
1月17日(火) メール	県職員対象個別節酒プログラム (HAPPYプログラム)③	同上	1
11月10日(木) あさぎり町 保健センター	あさぎり町民対象個別節酒プログラム (HAPPYプログラム)①	精神保健福祉センター 保健師2名	4
12月12日(月) あさぎり町 保健センター	あさぎり町民対象個別節酒プログラム (HAPPYプログラム)②	精神保健福祉センター 保健師2名	4
2月13日(月) あさぎり町 保健センター	あさぎり町民対象個別節酒プログラム (HAPPYプログラム)③	精神保健福祉センター 保健師2名	4

(5) 依存症の治療に関わっているスタッフミーティング(開催場所:精神保健福祉センター)

県下で依存症治療を行っている精神科医療機関の看護師、精神保健福祉士、心理士等のスタッフや他の関係機関スタッフを対象に開催しています。

各医療機関の治療の状況に係る情報提供や研修会、自助グループとの交流などを通じ、スタッフの研修及び情報交換の場となっています。

期 日	担当医療機関	内 容	参加人数
4月14日(木) (会場:ウェルパ ルくまもと)	精神保健福祉セ ンター	・特別講義 「12ステップについての理解を深めるための講義」 依存症リハビリテーションセンター 施設長 岡田 昌之 氏	59
6月9日(木)		(震災のため開催中止)	—
8月18日(木)	松田病院	・震災後のアディクションについて研究結果報告 ・震災にまつわる情報交換	47

10月13日(木)	明生病院	・ 講義「アルコール依存症の看護」 ・ アルコール依存症のケース検討会	44
2月9日(木)	菊陽病院	・ 久里浜医療センターギャンブル依存症研修会報告 ・ 講話「借金問題について」 NPO法人クレサラ被害をなくす会 高濱 登志子 氏	47
計			197

4 普及啓発研修

- (1) 自殺対策基礎研修会：震災のため開催中止
- (2) 自殺対策企画研修会：震災のため開催中止
- (3) 自殺対策企画研修会：震災のため開催中止
- (4) 遺族支援に関する研修会：震災のため開催中止
- (5) ゲートキーパー養成研修

市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員等を対象に、自殺危機にある人のサインを見逃さず、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより、地域の自殺予防を推進することを目的として、研修会を実施しました。(101名を養成、内閣府作成テキスト等使用13名養成※)

期 日	開 催 場 所	参加人数
10月4日(火)	人吉・球磨地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 球磨地域振興局	19
11月28日(火)	天草地域自殺予防ゲートキーパー養成研修(第1回) 天草保健所	13
12月1日(木)	天草地域自殺予防ゲートキーパー養成研修(第2回) 天草保健所	9
1月12日(木)	阿蘇地域自殺予防ゲートキーパー養成研修(第1回) 南阿蘇村社会福祉協議会	14
1月23日(月)	菊池地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 菊池総合庁舎	13
2月21日(火)	有明地域自殺予防ゲートキーパー養成研修(※) 鹿本地域振興局	13
3月2日(木)	阿蘇地域自殺予防ゲートキーパー養成研修(第2回) 阿蘇保健所	8
3月3日(金)	荒尾市自殺予防ゲートキーパー養成研修 荒尾市保健センター	8
3月6日(月)	八代地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 八代保健所	17

(6) ゲートキーパー講師養成研修会

当センターが実施しているゲートキーパー養成研修パッケージについて、実際の講義・演習の進め方を学び、今後講師として活動できる人材養成として、講師養成研修を開催しました。

期 日	講 師	開 催 場 所	参加人数
2月10日（金）	希望ヶ丘病院 小柳 勇人 氏 益城病院 大宮 理絵 氏 精神保健福祉センター	精神保健福祉センター	17

(7) 職場のメンタルヘルス研修会

地域、職場、家庭におけるメンタルヘルスの重要性について認識を深め、こころの健康づくりの向上を図ることを目的として、公共社団法人熊本県精神保健福祉協会と共催により開催しました。

期 日	講 師	開 催 場 所	参加人数
11月29日（火）	カウンセリングオフィス KMJメンタルアシスト代表 臨床心理士 松下 弘子 氏 熊本大学保健センター 精神科医師 藤瀬 昇 氏	熊本県民交流館パレア	59

4 普及啓発

精神保健福祉に関する知識や精神障害者の権利擁護等について、様々な媒体を通して普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して、専門的立場から協力、指導及び援助を行っています。

○ 活動実績

事業名	普及啓発 (講習会・座談会等)		
	件数	延日数	延参加者数
一般事業			
思春期			
アルコール			
薬物	36	36	266
ギャンブル			
社会復帰			
心の健康づくり			
老人精神保健			
ひきこもり	55	55	432
自殺関連	16	16	340
犯罪被害			
災害			
合計	107	107	1,038

1 普及啓発

精神障害者（家族）に対する教室等（開催場所：精神保健福祉センター、各保健所）

事業名	対象	期日	参加人数	啓発等内容
依存症家族ミーティング *の開催日は地域版として各保健所にて開催	アルコール・薬物・ギャンブル等依存症者の家族	5月20日	5	・講話 ・当事者の体験談を聴く ・意見交換
		6月17日	2	
		6月24日*	8	
		7月15日	8	
		9月16日	3	
		10月14日	10	
		11月18日	7	
		12月16日	5	
		12月22日*	3	
		1月20日	5	
		2月17日	9	
		2月23日*	3	
		3月17日	8	
依存症回復支援プログラム「KUMARPP（クマーブ）」	薬物・アルコールの使用を辞めたい人	4月12日	7	・テキストを用いた学習 ・意見交換
		5月10日	7	
		5月24日	7	
		6月14日	7	
		6月28日	7	
		7月12日	8	
		7月26日	10	
		8月9日	10	
		8月23日	8	

		9月13日 9月27日 10月11日 10月25日 11月 8日 11月22日 12月13日 12月27日 1月10日 1月24日 2月14日 2月28日 3月14日 3月28日	6 5 9 8 10 10 10 6 8 9 9 8 10 11	
自死遺族グループミーティング「かたらんね」 *の開催日は地域版として各保健所にて開催	自死遺族	5月19日 5月26日 6月16日 6月23日* 7月21日 7月28日 8月18日 8月25日* 10月20日 10月27日* 11月24日 12月22日* 1月26日 2月23日* 3月23日	2 4 3 2 1 4 2 1 1 0 3 3 7 1 6	・交流会
自殺対策街頭キャンペーン	一般住民	9月 6日	300	・街頭キャンペーン
ひきこもり本人の集い ひきこもり家族セミナー	「ひきこもり地域支援センター事業」の項に詳細を掲示			

2 リーフレット等の普及啓発資料の作成・配布

No.	発行日	普及啓発資料	
1	6月	「災害支援パンフレット くまもと、前へ」	新規
2	8月	「ストレスケアガイドブック」	購入
3	3月	「ストレスケアガイドブック」 「ゲートキーパーを知っていますか？」	購入
4	3月	「自殺の危機にある人と出会った方々へ」 「気づき・つながり・見守るあなたのそばにあるSOS」	修正増刷
5	3月	「ひきこもり地域支援センターリーフレット」	増刷

6	3月	「かたらんね（自死遺族手記）」	増刷
7	3月	「精神保健福祉センターリーフレット」	増刷

3 精神保健福祉大会等の後援・協力等

期 日	主 催	名 称	会 場	参加人数
10月28日（金）	精神保健 福祉協会	第54回熊本県精神保健福祉大会	熊本テルサ	283

4 ビデオ等の貸し出し

当センターでは普及啓発の一環として、ビデオ・DVDの貸し出しを行っています。
平成28年度の貸し出し状況については、以下のとおりです。

	種 目	利用件数（延べ）
ビデオ DVD	一般精神保健福祉関係	2件
	アルコール関係	1件
	老人保健福祉関係	1件
	思春期保健福祉関係	1件
	薬物保健福祉関係	1件
合 計		2件

5 精神保健福祉相談及び診療

当センターでは、保健所及び関係機関が取り扱った事例のうち、複雑又は困難なものの相談指導を実施し、適切な処置を行っています。このような複雑困難な事例に限らず、必要に応じて対応しています。年齢層は高校生から高齢者まで幅広く、相談内容も多岐にわたっています。

相談の形態は来所相談と電話相談に分かれますが、電話相談の場合はできるだけ来所を促し、時間をとって対応できるよう努めています。

1 相談等の概要

(1) 来所相談体制

相談スタッフは、センター職員及び非常勤職員（精神科医師、心理職）で対応しています。相談は予約制をとっていますが、緊急時の相談はこの限りではありません。

(2) 電話相談体制

5人の電話相談専門の非常勤職員を配置し、専用の回線で受理しています。この他、職員も対応しています。（受付時間は9時から16時まで。）

2 相談等の実人員について（厚生労働省報告例による）

(1) 来所・電話の相談件数

	来所		電話		
	実件数	延件数	新規延件数	継続延件数	計
1 一般	16	36	258	145	403
2 思春期	10	47	89	40	129
3 アルコール	17	17	61	88	149
4 薬物	17	19	29	28	57
5 ギャンブル	7	8	29	8	37
6 社会復帰	19	23	15	32	47
7 心の健康づくり	52	375	845	2,857	3,702
8 老人精神保健	6	7	44	6	50
9 うつ・うつ状態	7	6	66	449	515
10 摂食障害	0	0	4	1	5
11 てんかん	2	2	1	0	1
計	153	540	1,441	3,654	5,095

(2) 来所相談の状況

○ 月別の相談状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実件数	24	14	19	8	6	13	9	8	13	9	17	13	153
延件数	41	52	59	33	34	47	42	34	48	41	58	51	540

○ 男女別の相談状況

	実人員	一般	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	計
男	97	24	32	14	13	8	17	214	1	3	0	2	328
女	56	12	15	3	6	0	6	161	6	3	0	0	212
計	153	36	47	17	19	8	23	375	7	6	0	2	540

○ 相談者の年齢状況（実人数）

	0～5	6～12	13～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	不詳	計
男	0	0	8	17	24	12	13	8	5	87
女	0	0	5	8	15	21	8	6	3	66
計	0	0	13	25	39	33	21	14	8	153

○ 相談者の住所地（実人数）※管轄する保健所ごとに分類

	熊本市	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	水俣	人吉	天草	県外	不詳	計
男	22	4	5	19	8	9	8	5	0	2	2	3	0	87
女	23	4	1	15	5	8	6	1	0	0	0	3	0	66
計	45	8	6	34	13	17	14	6	0	2	2	6	0	153

(3) 電話相談の状況

○ 男女別の相談数

男	女	不詳	計
2,696	2,370	29	5,095

○ 月別の相談状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規	144	150	146	96	113	129	139	89	90	102	119	124	1,441
継続	251	294	346	279	301	341	343	325	294	316	272	292	3,654
計	395	444	492	375	414	470	482	414	384	418	391	416	5,095

○ 新規相談：相談者の年齢状況

	0～5	6～12	13～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	不詳	計
男	0	6	55	96	76	75	62	45	254	669
女	2	5	30	56	90	70	40	86	367	746
不詳	0	2	5	1	0	1	0	1	16	26
計	2	13	90	153	166	146	102	132	637	1,414

6 組織育成

地域精神保健福祉活動の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要です。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

○ 活動実績（厚生労働省報告例による）

事業名	業務	組織育成 (支援)	参加者数
		延件数	
一 般 事 業			
特定相 談事業	思 春 期		
	アルコール	5	375
	薬 物	1	2
	ギ ャ ン ブ ル	1	103
	社会復帰促進事業	5	132
	心の健康づくり推進事業		
	ひ き こ も り	42	107
	災 害	1	25
合 計		55	744

	組 織 育 成						
	患者会	家族会	断酒会等	職 親 会	ボランテ ィア会	そ の 他	計
支援件数	43		2			10	55

1 精神障害者家族会

熊本県精神障害者家族会連合会は、昭和46年9月に5つの病院家族会から出発しました。平成2年7月には社団法人化されて「熊本県精神障害者福祉会連合会」となっています。さらに、平成25年4月には、一般社団法人に移行し、「一般社団法人熊本県精神障害者福祉会連合会」となりました。

精神保健福祉センターは、家族会の主催する大会や研修会に参加し、必要に応じて情報の提供や助言を行い協力しています。

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	精神障害者福祉会連合会	9月29日	第46回熊本県精神障害者家族大会	来賓 開催支援	500

2 当事者及び家族グループ

(1) 精神障害者グループ

社会復帰施設や保健所のサロン等を核に自主的に活動されています。当センターは、各グループの問い合わせや情報提供の窓口として協力しています。

(2) 断酒会・AA

熊本県断酒友の会は、アルコール依存症者とその家族で構成されている自助グループです。13か所の支部で、支部月例会、夜間例会、家族例会が開催されています。当センターでは、断酒会会員を精神科医療機関の院内ミーティングに酒害相談員として派遣することで、断酒会などの育成援助を行っています。

AAは、県下に6グループ(8会場)あり、アルコールを必要としない生活を送るためのミーティングが開かれています。当センターでは、オープンミーティングの開催を関係機関に周知したり、ミーティングに参加したりするなど、組織の育成援助を行っています。また、家族(アラノン)のミーティング(1会場)も開かれています。

(3) ギャンブル依存症・薬物依存症

○GAは、県下に3グループ（7会場）ありミーティングが開かれています。また、家族（ギャマノン）のミーティング（1会場）も開かれています。

○NAは、1会場でミーティングが開かれています。また、家族（ナラノン）のミーティング（1会場）も開かれています。

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	NPO法人熊本県断酒友の会八代支部	4月3日(日)	八代支部創立40周年記念大会一般市民公開セミナー	関係者として出席	296
2	NPO法人熊本県断酒友の会	6月5日(日)	アルコール健康障害対策一般市民公開セミナー	(震災のため開催中止)	—
3	GA熊本グループ	7月31日(日)	GA熊本グループ17周年記念オープンスピーカーズミーティング	関係者として出席	103
4	AA熊本地区グループ	9月4日(日)	AA熊本地区30周年記念オープンスピーカーズミーティング	講話	100
5	AA熊本宇城グループ	3月13日(月)	第3回AA広報フォーラム オープンスピーカーズミーティング	講話	40

(4) DV被害者グループミーティング

DV被害者が暴力を受け続けることにより奪われた自尊心や主体性の回復を目的とし、被害者である女性が自分自身の生き方を見直し、少しずつ自分の力を取り戻し生きていけるよう支援するミーティングを開催しています。

当事者が自由に語り合う場ですが、二次被害を防ぐため、臨床心理士がファシリテーターを務めています。

平成28年度の参加者総数は、延10名でした。

(5) ひきこもり本人の自助グループ

ひきこもり地域支援センターのひきこもり本人の集い“ゆるっとスペース CoCo”の参加者を対象に、自助グループ活動の場を提供しています。

3 精神保健福祉ボランティア

精神障害者を地域で支えるため、精神保健福祉ボランティア養成講座を受講した人を中心に、自主的なボランティアグループが結成され、地域生活支援センターなど精神障がい者が地域で過ごす場所でボランティア活動が展開されています。

4 精神保健福祉協会

精神保健福祉協会は、こころの健康を広く呼びかけ、精神保健の正しい知識の普及と、障害者への理解を深めることを願って設立され、講演会・研修会や心の健康フェスタ・障がい者作品展示事業開催等の啓発活動の他、ボランティアの電話カウンセラーによる年中無休の電話相談「熊本こころの電話」を実施しています。

当センターでは、所長が協会の理事としてその運営に協力しています。

5 その他

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	熊本アルコール関連問題学会	6月15日(水) 11月26日(土)	理事会 第32回熊本アルコール関連問題学会	事務局補佐 事務局補佐	23 112
2	熊本DARC	2月22日(火) 2月22日(火)	熊本DARCを支援する会理事会 熊本DARC理事会	会議出席 会議出席	20 20
3	熊本精神科リハビリテーション研究会	6月10日 7月22日 7月22日 10月5日 11月12日	運営委員会 運営委員会 理事会 運営委員会 第33回熊本精神科リハビリテーション研究会	事務局補佐 事務局補佐 事務局補佐 事務局補佐 事務局補佐	9 8 15 9 91

7 アルコール関連問題対策事業

『精神保健福祉センターにおける特定相談指導事業実施要領』の「I. アルコール関連問題に関する相談指導等」に基づき、地域精神保健福祉業務の一環としてアルコール関連問題に関する知識の普及や相談指導等、総合的な対策を実施しています。

1 事業の内容

- (1) アルコール関連問題相談
- (2) 依存症の治療に関わるスタッフミーティング
- (3) 依存症家族ミーティング
- (4) 酒害相談員活動
- (5) 集団節酒プログラム（HAPPYプログラム）

2 事業実績

- (1) アルコール関連問題相談

アルコール依存者・家族及び関係者からの相談を受けており、相談件数は、以下のとおりです。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来所	新来	1	3	2	2	4	1	1	2	1	4	5	3	29
	継続	0	0	0	0	0	4	2	3	2	6	11	6	34
	小計	0	3	2	2	4	5	3	5	3	10	16	9	63
電話	新規	2	4	0	3	5	1	1	3	0	1	2	0	22
	継続	0	1	0	1	1	1	3	3	7	7	8	12	44
	小計	2	5	0	4	6	2	4	6	7	8	10	12	66
合計		0	8	2	6	10	7	7	11	10	18	26	21	129

- (2) 依存症の治療に関わるスタッフミーティング（「普及啓発」の項に詳細を掲示）

関係職員の研修、ネットワーク構築の場として、各病院等に参加を呼びかけています。

平成28年度は197名の参加がありました。

	4月	6月	8月	10月	2月	計
関係者	59	熊本地震 のため中 止	47	44	47	197
当事者・家族	0		0	0	0	0
計	59		47	44	47	197

- (3) 依存症家族ミーティング（「普及啓発」の項に詳細を掲示）

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に関して、まず家族が正しい知識を持つこと、家族同士が苦労や悩みを語ることにより家族自身が心身共に健康を回復することを主な目的とし、平成4年1月からアルコール家族教室を開催してきました。

平成6年度からは名称をアルコール家族ミーティングに変更し、自由な参加形式をとっており、毎月第3金曜日の午後開催しています。

平成23年度より、名称を依存症家族ミーティングと変更し、アルコールのみでなく、薬物やギャンブル等の家族も対象拡大しました。また、平成26年度より、地域版依存症家族ミーティングとして、各保健所でも開催しています（平成28年度は3か所で開催し、11名の参加がありました）。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
アルコール	熊本 地震 のた め 中止	1	6	4		0	1	3	2	3	4	3	27	
薬物		4	1	4		3	3	4	6	1	5	5	36	
ギャンブル								4			1			5
その他								2						2
合計			5	7	8	0	3	10	7	8	5	9	8	70

(4) 酒害相談員活動

昭和50年から酒害問題に関する経験や知識のある者を酒害相談員として酒害相談指導事業に取り組んでいます。平成28年度は、院内ミーティングを開催している精神科医療機関に酒害相談員の派遣希望調査を行い、派遣を実施しました。

○各病院 院内ミーティング等の育成の援助

No.	医療機関名	参加回数	事業名等	参加数
1	くまもと心療病院	2回	アルコール症院内ミーティング	15
2	明生病院	1回	〃	19
3	菊池有働病院	2回	〃	26
4	城ヶ崎病院	2回	〃	22
5	向陽台病院	1回	〃	5
6	あおば病院	1回	〃	6
7	酒井病院	2回	〃	14
8	吉田病院	2回	〃	41
合計		14回		148

(5) 集団節酒プログラム（HAPPYプログラム）（「教育研修」の項に詳細を掲示）

平成28年度は県職員6名、あさぎり町の町民6名が参加されました。

8 思春期精神保健対策事業

センターでは、昭和55年から地域精神保健福祉業務の一環として、思春期精神保健に関する知識の普及や相談指導等の総合的対策を実施することによって、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防と早期発見を図ることを目的に事業を行っています。

1 事業の内容

思春期における様々な精神保健問題に総合的に取り組み、予防から事後指導にいたる一貫した対策事業を実施しました。

平成28年度の事業は次のとおりです。

○ 思春期精神保健相談窓口の開設

※例年開催の思春期精神保健対策専門研修会は、熊本地震のため開催を中止いたしました。

2 事業の実績

○ 思春期精神保健相談（再掲）

平成28年度も思春期精神保健窓口を開設し、精神科医師、臨床心理士等が不登校、摂食障害、自傷行為、家庭内暴力等の相談にあたっています。相談件数は下表のとおりです。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
来所	新規	男	2						2	1			2	7	
		女						2	1			1		4	
		計	2	0	0	0	0	2	1	2	1	0	1	2	11
	継続	男	1		1		1		1		1			1	6
		女						1	1	2	1		1	1	7
		計	1	0	1	0	1	1	2	2	2	0	1	2	13
計		3	0	1	0	1	3	3	4	3	0	2	4	24	
電話	新規	男	1	2	2	1	1	1	2	4	1	3	3	0	21
		女		2	2		2		3	1	2		2	1	15
		計	1	4	4	1	3	1	5	5	3	3	5	1	36
	継続	男								2					2
		女				2	4	6	3	2		1	3		21
		計	0	0	0	2	4	6	3	4	0	1	3	0	23
計		1	4	4	3	7	7	8	9	3	4	8	1	59	

9 DV対策支援事業

全国的にDV（配偶者等からの暴力）が大きな社会問題になり、本県の女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）に寄せられるDVに関する相談件数も年々増加しているという状況のなかで、本県においても「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、人権意識高揚のための教育・啓発や、被害者の相談から自立支援までの取り組みなどを総合的かつ効果的に進めているところです。

前述の基本計画に基づき、精神保健福祉センターでは、被害者の自立支援のために（1）DV被害者のカウンセリング及び（2）DV被害者のグループミーティングを実施し、さらに被害者支援の一環としての加害者対策という位置づけで（3）DV加害者相談を行っています。

1 事業の内容

（1）DV被害者カウンセリング

精神保健福祉相談の枠内で、DV被害者の個別カウンセリングを精神科医師や臨床心理士が担当し実施しています。目的は、暴力により支配され続けてきた被害者が、主体性を取り戻し、再び自尊心をもって生きられるようになることを支援することです。

（2）DV被害者グループミーティング

平成16年4月から臨床心理士や保健師等が担当し開催しています。目的は、個別カウンセリングと同じですが、加えて、同じ経験をした仲間とのエンパワーメントにより、被害からの回復を促進することが大きな目的となります。DV被害者支援のなかで、危機介入的アプローチとは異なった長期的展望に立った支援という位置づけで取り組んでいます。

（3）DV加害者相談

DV被害者が安全な状態で自立できるようにするためには、加害者に対する何らかのアプローチが求められています。そこで、自己の暴力性に悩み、援助を求めている人に対して、精神科医師と臨床心理士が担当し加害者からの相談に対応しています。また、民間団体の行う加害者プログラムへの紹介も行っています。

2 事業の実績

（1）DV関係精神保健相談

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
来所	新規	男										1			1	
		女	2											3		5
		計	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	6
	継続	男														
		女		1	2	1	1		1	1	1	1			2	10
		計	0	1	2	1	1	0	1	1	1	1	0	0	2	10
計			2	1	2	1	1	0	1	1	1	1	3	2	16	
電話	新規	男	1		1	1	1	2			2	2	2		12	
		女	1		2		1	1	3	1		1	2	2	14	
		計	2	0	3	1	2	3	3	1	2	3	4	2	26	
	継続	男				1	1	3	1	1	3	1			11	
		女		3	1		1	4	1	1	2	1	2	2	18	
		計	0	3	1	1	2	7	2	2	5	2	2	2	29	
計			2	3	4	2	4	10	5	3	7	5	6	4	55	

（2）DV被害者グループミーティング

（月別参加者数）

（人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
人数		2	3	1	2	0	1	0	1	0	0	0	10

10 薬物関連問題対策事業

薬物関連問題については、電話相談及び来所による専門医の相談をはじめ、リハビリ施設である熊本DARC及び自助グループとの連携を図り、本人及び家族への対応を行っています。

また、薬物関連問題に携わっている医療機関、その他の関係機関の職員を対象とした専門研修を行っています。

1 薬物関連問題相談

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来所	新来	3	1	2	0	0	2	1	2	1	0	1	3	16
	継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	3	1	2	0	0	2	1	2	1	0	1	3	16
電話	新規	2	2	3	1	4	2	1	2	2	0	3	7	29
	継続	0	1	2	0	3	1	1	7	1	1	6	3	26
	小計	2	3	5	1	7	3	2	9	3	1	9	10	55
合計		5	4	7	1	7	5	3	11	4	1	10	13	71

2 依存症回復支援プログラム（KUMARPP）

薬物依存症当事者向けの回復支援プログラムである「SMARPP」を元にテキスト「KUMARPP」を作成し、熊本DARCのメンバーに協力いただき、月2回（23回）実施しました。延べ参加者数は190名でした。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
人数	7	14	14	18	18	11	17	20	16	17	17	21	190

3 熊本保護観察所との連携強化

KUMARPPの実施に伴い、熊本保護観察所との連携を強化しました。具体的には、熊本保護観察所の事業への協力等を行いました。

期 日	内 容	参加人数
7月22日(金)	矯正施設に收容されている方の引受人会（講師として出席）	37
8月25日(金)	薬物依存のある保護観察対象者などに対する地域支援に関する連絡協議会	27
10月7日(金)	矯正施設に收容されている方の引受人会（講師として出席）	13
1月13日(金)	矯正施設に收容されている方の引受人会（講師として出席）	12
2月20日(月)	薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援に関する連絡協議会（関係機関として出席）	28

1 1 自殺対策推進事業

全国の自殺者が平成23年には14年連続で3万人を超える状態が続くなど、自殺問題は全国的に大きな社会問題となり、自殺対策は自殺の発生やその背景（年齢層、性別、産業構造等）に地域特性があることから、その地域の実態に即した自殺対策を実施することが必要とされています。

本県においても、平成19年度から3カ年厚生労働省の「地域自殺対策推進事業」に取り組み、「広報」「ネットワーク」「地域戦略」「人材育成」「教育」を柱に事業を展開してきました。

センターでは、その中の「ネットワーク」「人材育成」の位置づけで、①自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会 ②自死遺族グループミーティング ③自死遺族相談 ④自殺予防電話相談 等を行っています。

また、平成21年度から内閣府「地域自殺対策緊急強化基金事業」として、①ゲートキーパー養成研修 ②自殺関連問題相談支援研修を追加し地域で自殺対策に取り組む人材の育成に努めています。さらに平成26年度からは地域における自殺対策の企画研修も実施しています。

また、平成25年度からは生きづらさを抱える若者への支援として、福祉・教育・医療・雇用等の関係機関と連携を行い、途切れない支援を行えるよう臨床心理士及び精神保健福祉士による相談支援体制を強化しました。

なお、基金事業は平成26年度で終了し、平成27年度からは新たな国交付金を活用して、事業を継続して実施しています。

1 自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会（「教育研修」の項に詳細を掲載）

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等を対象に、自殺予防・遺族支援に必要な知識を習得することにより地域の自殺予防・遺族支援対策を推進することを目的として研修会を開催しています。

2 自死遺族グループミーティング（「普及啓発」の項に詳細を掲載）

大切な方を自死で亡くされた方々に対し、悩みや苦しみを分かち合う場を提供するとともに、専門スタッフがご遺族の支援をするミーティングを平成20年度から奇数月の第4木曜日に開催しています。また、平成27年度から、偶数月の第4木曜日は「地域版ミーティング」として各保健所で開催しています。

3 自死遺族相談

自死遺族の個別相談窓口を開設し、専任の臨床心理士が相談にあたっています。
（毎月第2木曜日、偶数月第4木曜日）

4 九州沖縄一斉電話相談

9月9日の世界自殺予防デーから1週間の「自殺予防週間」に合わせ、九州ブロックで共通の相談期間を設け、相談時間を延長し、午前9時から午後9時の電話相談を実施しました。テレビ、新聞等のマスコミに取り上げてもらうことで、より多くの方々に関心を持っていただく機会となりました。
（相談件数174件 → 次ページに相談理由を記載）

5 ゲートキーパー養成研修（「教育研修」の項に詳細を掲載）

市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員、精神保健福祉ボランティア等を対象に、自殺危機にある人のサインを見逃さず、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより地域の自殺予防を推進することを目的として研修会を開催しました。

(参考：自殺予防・全国68精神保健福祉センター共同キャンペーン ～九州・沖縄・山口一斉電話相談～における相談理由)

相談理由（複数回答）	件数
1 気分の落ち込み	33
2 不安が強い・こだわりが強い	16
3 「死にたい（死んだ方が楽だと考える）」（自殺をほのめかす）	5
4 家族関係の悩み・ストレス	22
5 職場関係の悩み・ストレス	7
6 その他人間関係の悩み・ストレス	29
7 介護疲れ	3
8 育児疲れ	0
9 現在治療中の病気に関する事	16
10 飲酒に伴う問題	2
11 ギャンブルに伴う問題	0
12 就業に関する事（仕事がない、リストラ等）	3
13 経済問題（収入がない）	0
14 多重債務	0
15 家族、友人の死に関する事（自責の念、後追い等含む）	0
16 その他	38
計	174

1 2 精神医療審査会

平成14年度から、法律の改正により、従来本庁で行っていた関連業務を精神保健福祉センターで行っています。

なお、平成24年度からは、熊本市の政令市移行により新たに熊本市こころの健康センターが設置されたことに伴い、（措置入院の一部を除き、）熊本市内の医療機関入院者分は熊本市精神医療審査会が対応し、県は熊本市外の医療機関入院者分の審査に対応しています。

また、審査会専用の電話を設置し、退院等請求者に対応しています。

1 報告書等の審査状況

審査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
審査会開催回数	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	23
措置入院者の定期病状報告書	2	3	2	4	6	1	3	0	1	4	4	1	31
医療保護入院者の定期病状報告書	86	161	128	127	119	124	102	119	81	178	141	77	1,443
医療保護入院の入院届	94	262	320	252	208	197	162	181	131	247	167	141	2,362
合計	182	426	450	383	333	322	267	300	213	429	312	219	3,836

2 退院請求等の審査状況

審査項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
退院請求のみ	審査	1	2	2	1	4	2	5	2	1	2	4	1	27
	取下		1	1					1					3
退院・処遇改善請求	審査	1	1								1			3
	取下													
処遇改善請求のみ	審査													
	取下			1						1				2
合計	審査	2	3	2	1	4	2	5	2	1	3	4	1	30
	取下		1	2					1	1				5

13 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会

平成14年度から、法律の改正により、自立支援医療費（精神通院）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の等級判定業務を精神保健福祉センターで行っています。（月2回の開催）

○ 判定件数

判定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
自立支援医療申請	1,086	1,915	1,810	1,875	1,429	1,260	1,596	21	2,718	1,395	1,657	1,527	18,289
精神障害者保健福祉手帳申請 (45条)	273	477	431	429	352	354	378	336	487	361	499	361	4,738
合計	1,359	2,392	2,241	2,304	1,781	1,614	1,974	357	3,205	1,756	2,156	1,888	23,027

14 ひきこもり地域支援センター事業

平成12年度より、ひきこもり対策事業に取り組んでいますが、ひきこもりに悩んでいる当事者やご家族からの相談により適切に専門的に対応できるよう、平成27年4月に当センター内に「熊本県ひきこもり地域支援センター ～ゆるここ～」を開設しました。（専用の相談電話を設置、専属のひきこもり支援コーディネーター2名、兼務の臨床心理士1名を配置）

相談の対象者は、18歳以上で、原則熊本市外に在住の本人または家族、及びその支援者としています。ひきこもりの要因として精神疾患が主な要因ではないひきこもり状態の方で、ご家族以外の方との交流を長く避けている方への支援を行っています。

1 相談支援

(1) 電話相談

○総件数

人数	男	女	機関	不詳	合計
延数	221	93	174	4	492
実数	70	23	3	32	128

○相談者内訳

人数	本人	本人以外	機関	合計
延数	120	198	174	492
実数	29	67	32	128

○年代別（実数）

10代	20代	30代	40代	50代	60代	不詳	合計
16	38	24	25	4	2	19	128

○居住地別（実数）

熊本市	熊本市以外（熊本県外）	合計
23	105(6)	128

(2) 来所相談

○総件数

人数	男	女	機関	合計
延数	176	56	7	239
実数	42	12	6	60

○相談者内訳

人数	本人	本人以外	機関	合計
延数	152	80	7	239
実数	23	31	6	60

○年代別（実数）

10代	20代	30代	40代	50代	機関	合計
4	26	13	10	1	6	60

○居住地別（実数）

熊本市	熊本市以外（熊本県外）	合計
16	44(1)	60

(3) 訪問（同行）相談

○総件数

人数	男	女	合計
延数	22	4	26
実数	11	4	15

○相談者内訳

人数	本人	本人以外	機関	合計
延数	14	11	1	26
実数	9	5	1	15

○年代別（実数）

10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計
0	6	5	4	0	0	15

○居住地別（実数）

熊本市	熊本市以外（熊本県外）	総数
1	14	15

2 出張相談会の開催

来所が困難な地域に在住の相談者に対し、地域での相談会を実施するとともに、各市町村における相談窓口との連携を図ります。相談者が身近な地域でサポートが受けられる体制作りを目指しています。

平成 28 年度は、12 回の相談会を実施しました。

1	7月13日(水)	水俣市社会福祉協議会、水俣保健所
2	7月20日(水)	八代保健所、八代市社会福祉協議会
3	7月27日(水)	山鹿保健所
4	8月24日(水)	人吉市社会福祉協議会、人吉保健所
5	8月31日(水)	阿蘇市生活相談センター、阿蘇保健所
6	9月14日(水)	菊池保健所
7	9月21日(水)	天草市社会福祉協議会、上天草市社会福祉協議会、天草保健所
8	10月12日(水)	水俣市社会福祉協議会、水俣保健所
9	11月9日(水)	宇城保健所
10	11月16日(水)	有明保健所
11	1月11日(水)	水俣市社会福祉協議会、芦北町社会福祉協議会、水俣保健所
12	2月22日(水)	天草市社会福祉協議会、上天草市社会福祉協議会、天草保健所

3 本人の集い

(1) 本人の集い「ゆるっとスペース“CoCo”」(通称:ゆる“CoCo”)

外出できるようになった本人の居場所として、他者との交流を図る場を設けています。毎週金曜日 13時半から週1回開催しています。

人数	男	女	合計
延べ	279	108	387
実	23	5	28

開催日数	49	平均	7.9
------	----	----	-----

* H27 年度 年間 延べ 461 人
(実 27 人、平均 9.4 人)

<実数 28 名(うち新規 5 名)>

- ・20 代 10 名
- ・30 代 11 名
- ・40 代 7 名

* 試行的に、10 月、12 月、2 月と、2 か月に 1 回の計 3 回女子会を実施。延べ 9 名の参加があった。

(2) 自助グループ

ゆる“CoCo”利用者を対象に、毎週月曜日 14時から週1回開催。場所のみを開放しており、自主的な活動が行われています。

人数	男	女	合計
延べ	106	1	107
実	9	1	10

開催日数	42	平均	2.5
------	----	----	-----

* H27 年度 年間 延べ 214 人
(実 20 人、平均 4.7 人)

4 家族セミナー

家族が孤立するのを防ぎ、悩みを共有したり対応を学ぶ場を設けています。[偶数月開催]

4月20日(水)	「ひきこもりについて」～本人の応援団になろう～	(震災により中止)
6月15日(水)	「家族間のコミュニケーション」について	5名
8月24日(水)	「家族のストレスケア」について	1名
10月19日(水)	「本人のサポート資源(生活・訓練・就労)」について	6名
12月21日(水)	「本人を支える家族のかかわり」について	15名
2月15日(水)	「ご本人の体験談」を聞いてみよう	16名
		延べ 43名 (H27年度50名)

5 支援者向け研修会

* 水俣市社会福祉協議会との共催で実施。106名参加。

日程：平成28年8月2日(火) 13:30～16:30

場所：水俣市総合もやい直しセンターもやい館 3階もやいホール

対象：ひきこもり当事者やその家族と関わりを持ち、支援を行う立場にある方

テーマ：「ひきこもりの理解と対応」

講師：特定非営利活動法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス

代表理事 谷口 仁史 氏

6 ひきこもりピアサポーター活動

平成27年度に「ひきこもり本人の集い」利用者を対象に、①体験発表②居場所運営サポート③訪問支援などのピアサポート活動に関心がある方をピアサポーターとして養成。11名の登録者のうち、平成28年度は9名を引き続き登録。県内各地から依頼があった関係事業へ派遣を行い、主に体験発表を通して啓発を実施。延べ15名が下記のとおり活動を行いました。

	活動日	主催者(依頼元)の事業名等：対象者	人
1	6月22日	熊本学園大学 社会福祉学部 第二部社会福祉学科：学生	1
2	7月12日	熊本社会福祉専門学校 社会福祉学科：学生	2
3	8月8日	菊陽町就学前・学校人権教育部会夏期講座：小中学校教諭	2
4	11月24日	葦北郡水俣市教科等研究会養護部会：養護教諭	1
5	12月9日	熊本県子ども・若者支援地域協議会 県北ブロックイベント 困難を有する子ども・若者によりそいましょう in阿蘇：支援者・一般	1
6	12月15日	菊陽町進路保障部会 2学期不登校児童生徒保護者会：家族	1
7	12月27日	水俣市社会福祉協議会主催 ひきこもり支援研修会：支援者	1
8	1月25日	九州ルーテル学院 カンセリングルーム・ジヤニス ひきこもり・ニート親の会：家族	1
9	1月28日	熊本県子ども・若者支援地域協議会 県南ブロックイベント 困難を有する子ども・若者によりそいましょう in天草：支援者・一般	1
10	2月15日	県ひきこもり地域支援センターひきこもり家族セミナー：家族等	1
11	2月21日	熊本市医師会看護専門学校：学生	1

12	2月22日	九州看護福祉大学 看護学科：学生	1
13	3月22日	球磨村社会福祉協議会 球磨村地域福祉フォーラム：支援者・一般	1

7 啓発・情報発信

- (1) ホームページでの情報発信
- (2) ラジオ・新聞・データ放送などメディアでの情報発信
- (3) 市町村広報
- (4) 各種研修会等での業務説明・リーフレット配布

15 熊本地震被災者支援事業

平成28年4月14日の前震（震度7M6.5）、4月16日の本震（震度7M7.3）の大規模災害（熊本地震）が2回あり、甚大な災害が起こった。当センターでは、災害直後から、避難所等の精神疾患を持つ被災者への精神医療の提供、災害ストレスにより新たに惹起された精神的問題を抱える住民への対応、さらには、オーバーワークで心身の疲弊を抱える地元支援者へのメンタルヘルスケア、その後、災害復興期には、生活再建困難を背景とした、うつや自殺の問題、アルコール依存症、トラウマ反応の遷延化、認知症の悪化など、様々なメンタルヘルスの課題が生じることを予測し、支援活動にあたった。

1 熊本地震における当センターの精神保健活動

(1) フェーズ0-1：初動体制の確立、救急対策（発災～72時間以内）

①災害派遣精神医療チーム（以下、DPAT）の受け入れ

当センター所長がDPAT統括者となったが、熊本県にはDPAT先遣隊がなく、当センター及び県障がい者支援課職員、他県DPAT先遣隊が調整本部の運用にあたった。DPAT統括業務はセンター所長と次長（精神科医）が12時間交代で行い、職員2名以上がローテーションで調整本部要員に配置された。調整本部運用を通して、被災した精神科病院からの計591名にのぼる患者搬送調整を行った。

②通常業務

DPAT受援と並行して、事務次長が中心となり、センター内の安全確保及び通常業務の中止・延期等の検討を行った。来所相談、集団プログラム、精神保健福祉手帳判定会や精神医療審査会等は休止したが、電話相談は継続した。

(2) フェーズ2：応急対策（4日目～2週間）

①DPATの運用

DPATの統括、調整本部の運用を継続し、全国から派遣されてきたDPATの受け入れ並びに被災地投入の調整を行った。発災5日目には県内精神保健医療担当者を招集し、DPAT体制を含めた今後の支援体制について議論した。また、発災8日目には当センター内にDPAT活動拠点本部が移った。

②DPAT外支援の調整

他県在住の熊本大学精神神経科出身医師や九州各県大学病院精神科講座、岡山県精神科医会からの支援調整を行い、国や支援投入を検討する団体等の視察対応も行った。

③支援者支援

被災市町村職員のメンタルヘルスケアに関して、保健師が被災市町村を巡回し、パンフレット・チラシの配布、ポスターのトイレ貼付を行った。新聞やラジオ等のメディアを利用して支援者支援について発信した。

④通常業務

発災後の5月9日までにすべての通常業務を再開するとともに、県職員として被災関連の応援業務（避難所支援、罹災証明書発行、みなし仮設入居申請業務等）にもあたった。

(3) フェーズ3：応急対策（2週間から2ヶ月）

①DPATの運用と撤退時期の検討

DPAT統括者は統括業務を継続し、調整本部運用は九州ブロックチームを中心に運用された。精神保健医療ニーズは低減傾向にあり、現地DPAT全体ミーティングや「熊本地震中長期を見据えた精神保健医療体制の在り方について」（会議）をコーディネートし、DPAT活動の終結並びにその後の支援体制について検討を重ねた。県外DPAT派遣は6月末日を目途にし、以後は地元-地元支援体制を構築することになった。

②地元-地元支援体制の立ち上げ

県内13精神科医療機関及び熊本市こころの健康センターの協力を得て、熊本DPAT体制を立ち上げた。県内チームの活動に先立ち、5月23日に熊本DPAT研修会（参加者205名）、6月17日に熊本DPAT講習会（参加者227名）を企画コーディネートした。

③市町村巡回

支援と受援に疲弊する市町村保健師への労いと情報収集を兼ねて、当センター保健師が被災市町村や管轄保健所を回り、支援枠組み移行（全国 DPAT から九州・沖縄 DPAT、熊本 DPAT へ）の周知と理解を図った。

④普及啓発

こころのケアに関する一般向け啓発パンフレット『くまモンと前へ』を作成・配布した。

(4) フェーズ4：復旧・復興対策（2ヶ月以降）

①地元-地元支援体制

県内チームの活動は基本的に市町村保健師から調整本部へのオンコール体制とし、調整本部機能は当センターが担った。当センターでもチームを作り、随時、南阿蘇村や益城町へのアウトリーチを行った。熊本 DPAT の活動は6月末から10月末まで継続した。

②こころのケアセンターの立ち上げ

県庁障がい者支援課とこころのケアセンターの立ち上げ準備を行い、10月17日に熊本こころのケアセンターが開所した。同センター保健師に同行して、仮設住宅が設置された15市町村に対して、熊本地震後の中長期こころのケア支援体制について周知と理解を図った。平成29年3月までは当センターの精神科医師、保健師、臨床心理士等によるアウトリーチ同行や技術支援を継続した。

③支援者支援

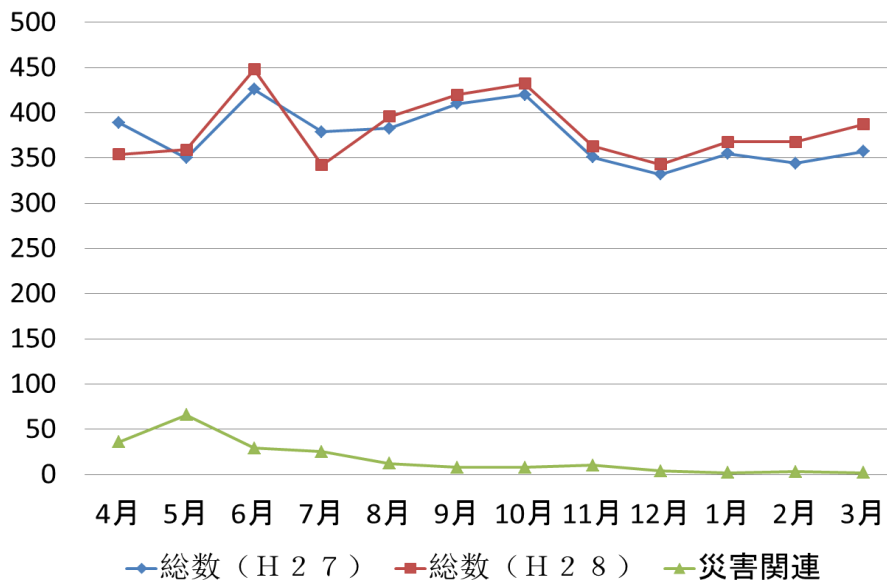
熊本 DPAT 体制以降は、支援者のメンタルヘルスクアは当センターが担当し、個別対応や講話活動（2自治体、1消防署）、職員全員面接（1自治体）等を実施した。

④人材育成

災害後のこころのケア支援者向け研修会6回、参加者1,206名、熊本地震こころのケアフォーラム（日本精神神経学会主催：150名）を開催した。

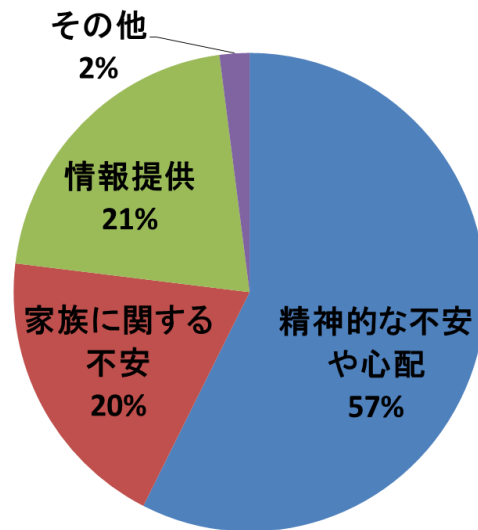
2 相談支援

(1) 電話相談件数



・電話相談：災害関連216件（総数5095件）

(2) 電話相談の内容



(3) 来所相談件数・アウトリーチ件数

- ・来所相談 : 災害関連 16 件 (総数 540 件)
- ・アウトリーチ : 災害関連 14 件 (総数 40 件)

3 技術支援

(1) 個別ケースの処遇についての技術指導・援助

来所	電話	検討会	アウトリーチ	合計
1	7	4	14	26

(2) 関係機関の事業等への技術指導・援助 (助言)

来所	電話	検討会	合計
12	45	4	61

(3) 関係機関の事業等への技術指導・援助 (出張分)

保健所	市町村	医療機関	その他※	合計
22	32	3	18	75

※ その他は、消防、DMAT、臨床心理士会、大学、報道機関など。

4 人材育成

被災者支援を行うにあたって、人材養成は急務であった。県外の講師に依頼すると、快く引き受けてもらい、必要な講習会等を開催することができた。関心が高く、多くの参加があった。

月 日	場 所	内 容	参加者数
5月23日	県庁地下大会議室	熊本DPAT活動について概要説明 講師：DPAT事務局	226
6月17日	県庁地下大会議室	熊本DPAT活動事前講習会 講師：熊本DPAT統括者等	227
7月16日	県庁地下大会議室	復興期における精神保健活動－住民と支援者のために－ 講師：兵庫県こころのケアセンター 加藤 寛 氏	304
8月17日	県庁地下大会議室	サイコロジカル・ファーストエイド（PFA） 講師：兵庫県こころのケアセンター 大澤 智子 氏	285
8月19日	フードパル	被災地の子どもこころのケア 講師：兵庫県こころのケアセンター 亀岡 さかえ 氏	224
9月26日	県庁地下大会議室	アルコール問題の基礎知識、節酒支援の具体的な方法について 講師：琉球病院 福田 貴博 氏	204
11月5日	テルサホール	熊本地震の報告、中長期的なこころのケアについて、心のケアセンターの状況と今後の展望 講師：東北大学大学院 松本 和紀 氏 その他	150
11月21日	県庁新館	震災後の心身とマインドフルネスなヨーガの役割 講師：京都西山女子短期大学 伊藤 華野 氏	38
3月15日	パレアホール	復興期の心理的支援に求められるもの 地域からの報告と今後の課題 講師：兵庫県こころのケアセンター 加藤 寛 氏	153
		計	1,811

5 普及啓発 広報活動

○ 一般向け啓発パンフレット「くまモンと前へ」 一図1ー

避難所、応急仮設住宅、みなし仮設、支援者の研修会等の教材として活用した。



図 1

6 支援者支援

○ 県庁、各役場のトイレに貼り、職員の相談窓口を周知した。

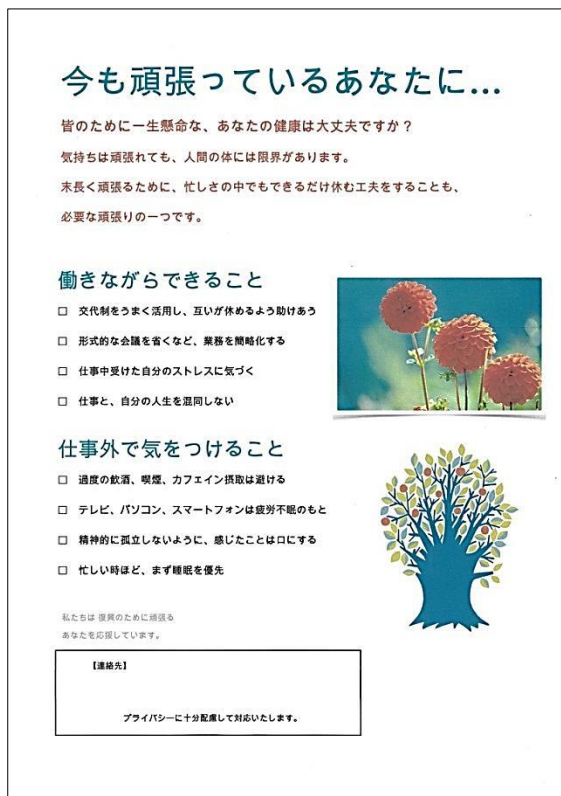


図 2

Ⅲ 学会・研究会活動報告

1 熊本アルコール関連問題学会

本会は、熊本県におけるアルコール依存症等の治療に関する研究・研修を目的に、県内のアルコール依存症等の治療の関係職員を会員として、昭和58年に発足し、年1回の学会を開催しています。当センターは本会の事務局窓口を担当し、企画・運営に協力しています。

平成28年度は、第32回熊本アルコール関連問題学会として、平成28年11月26日(土)に、熊本県庁地下大会議室において開催しました。

(1) 総会

(2) 熊本地震の状況及び事例報告

【座長： 和田 冬樹（菊陽病院 院長）】

救護施設真和館	藤本 基子（副施設長）
熊本県精神保健福祉センター	矢田部 裕介（次長 精神科医）
菊陽病院	尾上 毅（副院長）
熊本県立こころの医療センター	濱元 純一（院長）

(3) 講話

「ダブル・フォールトからの挽回～依存症者の熊本震災体験談～」
益城病院 松永 哲夫（精神科医師）

(4) 全体討議

2 熊本精神科リハビリテーション研究会

本研究会は、熊本県における精神科リハビリテーションに関する研究・研修を目的に、県内で精神障がい者のリハビリテーションの実践に携わっている関係職員を会員として、平成4年に発足しました。当センターは本研究会の事務局を担当し、年1回の研修会開催に関する企画・運営に協力しています。

平成28年度は第33回熊本精神科リハビリテーション研究会総会及び研究会を平成28年11月12日（土）に熊本県青年会館（ユースピア熊本）で開催しました。

(1) 総会

(2) 演題発表及び講演

○ 演題発表 Aグループ

【座長：地域生活支援センター「こ・こ・ろ」崎山 徹 氏】

演題1 「長期入院中の統合失調症女性患者への退院を見据えた取り組み」

～小グループ活動における変化を考察して～

発表者 城ヶ崎病院 赤池 悠子（臨床心理士）

演題2 「熊本市こころの健康センターピアサポート活動について」

発表者 熊本市こころの健康センター

（社会復帰支援ピアサポーター）

演題3 「ニュージーランドの地域精神保健福祉」

～ 代替入院とピアサポートワーカー ～

発表者 国立病院機構熊本医療センター

新開 貴夫（精神保健福祉士）

○ 演題発表 Bグループ

【座長：くまもと青明病院 濱砂 美幸 氏】

演題4 「DC・DNCってどういうところ？」

～ 熊本地震を体験して ～

発表者 菊陽病院 中園 純子（作業療法士）

演題5 「筋力トレーニングを取り入れたストレスケアプログラムの実践について」

発表者 八代更生病院 濱田 拓哉（作業療法士）

演題6 「医療観察法病棟における作業療法士の役割とプログラムについて」

発表者 国立病院機構菊池病院 三善 富士雄（作業療法士）

○ 講演

『オープンダイアログの基本と臨床姿勢』

講師：Nagoya Connect & Share 代表 白木孝二 先生

精神保健福祉センター運営要領

平成8年1月19日 健医発第57号
各都道府県知事・各指定都市市長宛
厚生省保健医療局長通知

(注) 平成25年4月26日障発0426第6号による改正現在

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第53条第1項及び法第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関（以下「関係諸機関」という。）と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師（精神科の診療に十分な経験を有するものであること。）

精神保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的

立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第38条の4の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

(1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。

(3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。